

平成30年4月6日  
JRA 報道室

お 知 ら せ

裁定委員会外部委員の委嘱について

裁定委員会外部委員を下記のとおり委嘱しましたので、お知らせします。

記

1. 氏 名

坂東 義和 氏（地方競馬全国協会公正部長）

2. 任 期

2018年4月6日～2019年6月19日

〔裁定委員会外部委員 2018年4月6日現在（五十音順）〕

岡部 幸雄 氏（元中央競馬騎手）

桑島 孝春 氏（元地方競馬騎手）

坂口 正大 氏（元中央競馬調教師）

坂東 義和 氏（地方競馬全国協会公正部長）※新任

(日本中央競馬会競馬施行規程 抜粋)

**第150条** 次の各号のいずれかに該当する者であつて、当該失格、降着又は棄却の裁決について不服のあるものは、裁定委員会に対して不服申立てをすることができる。

(1) 失格馬の馬主、調教師及び騎手（当該裁決があつた当時において、当該馬の馬主、調教師又は騎手であつた者を含む。次号及び第3号において同じ。）

(2) 降着馬の馬主、調教師及び騎手

(3) 第127条第1項の失格又は降着の裁決の申立てを棄却された馬主、調教師及び騎手

2 前項の規定による不服申立ては、当該裁決のあつた日の翌日から起算して2日以内に保証金100,000円（第127条第1項に規定する失格又は降着の裁決の申立てを行った場合にあつては、70,000円）を添え、次に掲げる事項を記載した書面をもってしなければならない。

(1) 不服申立人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

(2) 不服申立てに係る裁決

(3) 不服申立ての趣旨及び理由

(4) 不服申立ての年月日

**第154条** 失格馬又は降着馬の馬主、調教師又は騎手であつて、当該失格又は降着の原因となつたその者の行為について裁決委員による制裁を受けた者のうち、当該制裁に不服のあるものは、裁定委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、第150条第1項の規定による不服申立てと併せて行うのでなければ、これを行うことはできない。

2 前項の規定にかかわらず、第145条各号又は第147条第6号から第10号まで若しくは第12号から第19号までの規定のいずれかに該当する騎手であつて、裁決委員による制裁として騎乗を停止された者のうち、当該騎乗の停止に不服のあるものは、裁定委員会に対して不服申立てをすることができる。

3 前2項の規定による不服申立ては、当該制裁のあつた日の翌日から起算して2日以内に、第150条第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該不服申立てに係る制裁を記載した書面をもってしなければならない。

4 第2項の規定による不服申立ては、前項に規定する書面に保証金100,000円を添

え、しなければならぬ。